

事業主の皆さんへ、青森労働局からのお知らせ
～お役立ち助成金のご案内～

※ こんなことでお困りのとき、ありませんか？

【例1】
パートさんから
就業調整の申出
があったけど、
人手不足だし
困ったなあ…

【例2】
新しく社会保険
に加入した従業員
の手取り給与
を減らしたくないなあ…



【例3】
育休を取る社員
の担当業務
の穴うめ、ど
うしたらいい
かなあ…

そんな事業主の皆さんを支援する助成金があります！

【例1・2】の場合は…

「キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース」
をご活用ください！

【例3】の場合は…

「両立支援等助成金 育休中等業務代替支援コース」
をご活用ください！

◎ 裏面もご覧ください！

1 キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)

いわゆる「年収の壁」対策として労働者1人につき最大**50**万円を助成するコースです。

- 1 年収の壁対策の取組を行うことで、
 - ・ 労働者の皆さんにとっては、「年収の壁」を意識せず、働くことができます！
 - ・ 事業主の皆さんにとっては、人手不足の解消や処遇改善につながります！
- 2 また、今後の社会保険の適用拡大に伴い、新たに加入対象となる従業員に対しても当コースをご活用いただけます！

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。



2 両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)

育児休業や育児短時間勤務制度を利用する労働者の、業務代替にかかる社内体制整備を行う中小企業事業主を、支援するコースです。

- 1 次の3種類があります。
 - (1) 手当支給等（育児休業、※）
 - (2) 手当支給等（育児短時間勤務、※）
 - (3) 新規雇用（育児休業、派遣労働者受入含む）
 - 〔 ※ (1)と(2)は、業務を代替する他の労働者の、賃金上乗せ支給に係る助成です。 〕
- 2 支給額は、制度利用期間により異なります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。



お問い合わせ先はこちらです。(受付:平日8:30~17:15)

- 1→青森労働局 職業安定部 職業対策課017-721-2003
- 2→青森労働局 雇用環境・均等室 017-734-6651